

松江市告示第 137 号

松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業訪問型サービス A の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 28 年松江市告示第 440 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 22 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業の一般原則)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p><b><u>3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></b></p> <p>(従事者等の員数)</p> <p>第 5 条 事業者が当該事業を行う事業所(以下「訪問 A 事業所」という。)ごとに置くべき従事者(訪問型サービス A の提供に当たる介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助中心型研修の修了者又は松江市が定めた内容を満たした研修受講者をいう。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。<b><u>ただし、訪問介護員等(訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)第 5 条の規定による改正前の法第 8 条</u></b></p>	<p>(事業の一般原則)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(従事者等の員数)</p> <p>第 5 条 事業者が当該事業を行う事業所(以下「訪問 A 事業所」という。)ごとに置くべき従事者(訪問型サービス A の提供に当たる介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助中心型研修の修了者又は松江市が定めた内容を満たした研修受講者をいう。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。</p>

の2第2項に規定するその他政令で定める者をいう。)については、利用者に対する訪問型サービス A の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所に従事することができる。

2・3 略

(重要事項)

第9条 略

(1)～(3) 略

(4) 虐待の防止のための措置に関する事項

(5) 略

(勤務体制の確保等)

第10条 事業者は、利用者に対し、適切な訪問型サービス A を提供することができるよう、当該訪問 A 事業所において、従事者の勤務体制を定めなければならない。

2 事業者は、訪問 A 事業所において当該訪問 A 事業所の従事者等によって訪問型サービス A を提供しなければならない。

3 事業者は、従業員等の資質向上のため、適切な研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第10条の2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス

2・3 略

(重要事項)

第9条 略

(1)～(3) 略

(4) 略

(勤務体制の確保等)

第10条 事業者は、利用者に対し、適切な訪問型サービス A を提供することができるよう、当該訪問 A 事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 事業者は、訪問 A 事業所において当該訪問 A 事業所の従業員等によって訪問型サービス A を提供しなければならない。

3 事業者は、従業者等の資質向上のため、適切な研修の機会を確保しなければならない。

の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従事者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 23 条 略

2 略

3 事業者は、当該訪問 A 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問 A 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問 A 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問 A 事業所において、従事者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(秘密保持等)

(衛生管理等)

第 23 条 略

2 略

(秘密保持等)

第 24 条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならぬ。

3 略

(虐待の防止)

第 28 条の 2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問 A 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問 A 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問 A 事業所において、従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第 30 条 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(掲示)

第 33 条 略

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該訪問 A 事業所に備え付け、か

第 24 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならぬ。

3 略

(記録の整備)

第 30 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(掲示)

第 33 条 略

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることが

つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

できる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、 掲示に代えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、この告示による改正後の松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「新要綱」という。）第3条第3項及び第28条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(業務継続に係る経過措置)

- 3 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第10条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第23条第3項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。